

**社会福祉法人 瑠璃光福社会
役員報酬規程**

平成29年4月1日

社会福祉法人 瑠璃光福社会

社会福祉法人瑠璃光福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑠璃光福祉会(以下「当法人」という)定款第8条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け当法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

- 1 所要の会議等に出張した場合、交通費実費を支払う。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- 1.この規則は、平成29年4月1日から施行する。